

## 参考 1

# 沖縄県障害者施策推進協議会の会議の公開について

平成 29 年 3 月 30 日  
沖縄県障害者施策推進協議会

本協議会は、県民に対する積極的な情報提供の推進を図ることを目的として、会議の公開について、次のとおり定める。

## 1 会議の公開

本協議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合
- (2) 「沖縄県情報公開条例」（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報（不開示情報）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## 2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。また、会議資料及び議事録を沖縄県webサイトに公開する。
- (2) 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- (3) 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- (4) 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、本協議会を所管する沖縄県子ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

## 3 会議の公開の可否の決定権限等の委任

会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、本協議会の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長（以下「課長」という。）に委任する。課長は、1及び2に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。



## 参考2

# 傍聴要領

沖縄県障害者施策推進協議会

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
- (4) 今回の会議の傍聴定員は、4名です。

### 2 会議の秩序及び維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、文書等を掲示、配布しないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音、会場外への放送や配信等を行う場合には、協議会の会長の許可を得ること。
- (7) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。



## 参考 3

### ○障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

#### 第四章 障害者政策委員会等

(都道府県等における合議制の機関)

**第三十六条** 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
  - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。



## 参考 4

### ○障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

#### (障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならぬ。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならぬ。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。



## 参考 5

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

#### （都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
  - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
  - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

## ○沖縄県障害者施策推進協議会条例

昭和50年3月31日  
条例第16号

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、法第36条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 法第36条第1項に規定する合議制の機関の名称は、沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(1) 障害者

(2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(3) 学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第5条** 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第6条** 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

**第7条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

**第8条** 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、子ども生活福祉部において処理する。

(補則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## ○沖縄県障害者施策推進協議会運営要綱

昭和50年9月11日

沖縄県生活福祉部長決定

(趣旨)

**第1条** この要綱は、沖縄県障害者施策推進協議会条例（昭和50年沖縄県条例第16号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

**第2条** 協議会は、会長が必要と認める時期に開催する。

(委員の構成)

**第3条** 条例第3条第2項に定める委員の構成は、別紙1のとおりとする。

(代理出席)

**第4条** 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、条例第3条第2項第1号及び第3号の委員を除いて代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議長)

**第5条** 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

(意見の聴取)

**第6条** 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

(会議の経過及び結果の発表)

**第7条** 会議の経過及び結果の発表は、必要に応じて会長が行うものとする。

(議事録)

**第8条** 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(幹事会)

**第9条** 協議会に、条例第8条で定める幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長を置き、子ども生活福祉部子ども福祉統括監をもって充てる。

3 幹事の構成は、別紙2のとおりとする。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事会は、会議に提示する事項について協議調整及び会長が特に指示する事項について調査検討を行う。

6 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

7 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会で定める。

(庶務)

**第10条** 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度協議会に諮って定めるものとする。

別表 1

委員

区分	職名等
障害者	障害者
障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者	沖縄県社会福祉協議会を代表する者 沖縄県身体障害者福祉協会を代表する者 沖縄県手をつなぐ育成会を代表する者 沖縄県精神保健福祉会連合会を代表する者
学識経験のある者	医師 障害者福祉の知識と経験を有する者
関係行政機関の職員	障害福祉業務を担当する市町村職員 沖縄労働局職業安定部長

別表 2

幹事

職名
沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監
沖縄労働局職業安定部職業対策課長
沖縄県市長会事務局長
沖縄県町村会事務局長
沖縄県教育庁県立学校教育課長
沖縄県商工労働部雇用政策課長
沖縄県企画部地域・離島課長
沖縄県企画部市町村課長
沖縄県土木建築部住宅課長
沖縄県保健医療部健康長寿課長
沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課長
沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長
沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長